



熊本県公報

第 1 2 3 9 2 号
平成 27 年 2 月 13 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定管理者の指定 (住宅課) 1
- 保安林の指定に関する予定 (森林保全課) 1
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更 (森林保全課) 13
- 道路の区域変更 (道路保全課) 13
- 道路の区域変更 (") 13
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定 (障がい者支援課) 14

公 告

- 道路の位置指定 (建築課) 14
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知の宛所不明者に係る当該通知の掲示 (森林保全課) 14
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出 (商工振興金融課) 14
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見 (") 15
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定 (税務課) 16
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定 (") 16
- 農用地利用配分計画の認可の申請 (農地・農業振興課) 16
- 農用地利用配分計画の認可の申請 (") 17
- 平成 2 6 年度宇城地域保健医療推進協議会の開催 (宇城地域保健医療推進協議会) 17
- 平成 2 6 年度第 2 回熊本県男女共同参画審議会の開催 (男女共同参画審議会) 17
- 平成 2 6 年度第 2 回熊本県文化振興審議会の開催 (文化振興審議会) 18
- 第 5 回熊本県子ども・子育て会議の開催 (子ども・子育て会議) 18

告 示

熊本県告示第 1 3 2 号

熊本県営住宅条例(昭和 3 5 年熊本県条例第 1 1 号)第 4 4 条(同条例第 4 6 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定により熊本県営住宅及び共同施設並びに熊本県営改良住宅及び地区施設の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例(平成 1 6 年熊本県条例第 4 4 号)第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 7 年 2 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県営住宅及び共同施設並びに熊本県営改良住宅及び地区施設	熊本市中央区九品寺三丁目 1 5 番 4 号	熊本県営住宅管理センター共同企業体 代表者 株式会社コスギ不動産 代表取締役 小杉康之	平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

熊本県告示第 1 3 3 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号)第 3 0 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 7 年 2 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 上天草市姫戸町二間戸字船津3819番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字船津3819番1(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第134号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 東満谷(521-1-002)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 第二白涛谷-1(521-1-014-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 第二白涛谷-2(521-1-014-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 第一白涛谷(521-1-015)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 岩谷谷(521-2-001)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 6 第三白涛谷-1 (521-2-009-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 第三白涛谷-2 (521-2-009-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 岩谷越(1) (521-1-002)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「政令」という。)第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 岩谷(北側) (521-1-003)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 岩谷(南側) (521-1-004)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 岩谷中央(1) (521-1-005)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 12 岩谷上(1)-1 (521-1-007-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 3 岩谷上（1）－2（521－1－007－2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 4 岩谷上（2）（521－1－008）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 5 岩谷上（3）（521－1－009）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 6 白濤口（2）（521－1－010）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 7 白濤（1）－1（521－1－011－1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 8 白濤（1）－2（521－1－011－2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 白涛(1)-3(521-1-011-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 白涛(2)-1(521-1-012-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 21 白涛(2)-2(521-1-012-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 22 白涛(2)-3(521-1-012-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 23 白涛(2)-4(521-1-012-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 24 白涛(2)-5(521-1-012-5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 25 白涛(2)-6(521-1-012-6)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 26 白涛(3)(521-1-013)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 27 白涛(4)(521-1-014)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 28 白涛(5)-1(521-1-015-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 白涛(5)-2(521-1-015-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 30 白涛(5)-3(521-1-015-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 31 白涛(5)-4(521-1-015-4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 上天草市大矢野町登立
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 2 白涛(8)-1(521-1-016-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 3 白涛(8)-2(521-1-016-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 4 白涛(6)(521-1-017)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 5 白涛(9)(521-1-018)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 6 白涛(7)(521-1-019)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 7 白涛-1(521-1-020-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 38 白涛-2 (521-1-020-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 39 白涛-3 (521-1-020-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 40 白涛-4 (521-1-020-4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 41 白涛-5 (521-1-020-5)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 42 白涛-6 (521-1-020-6)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 43 白涛-7 (521-1-020-7)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 白涛-8 (521-1-020-8)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 5 白涛-9 (521-1-020-9)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 6 白涛-10 (521-1-020-10)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 7 白涛(11) (521-1-021)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 8 白涛(10) (521-1-022)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 9 東満(1) (521-1-028)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 0 成合津 (B) - 1 (5 2 1 - 1 - 2 0 6 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 1 成合津 (B) - 2 (5 2 1 - 1 - 2 0 6 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 2 岩谷越 (2) (5 2 1 - 2 - 0 0 5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 3 岩谷上 (4) (5 2 1 - 2 - 0 0 6)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 4 白涛口 (1) (5 2 1 - 2 - 0 0 7)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 5 白涛越 (5 2 1 - 2 - 0 0 8)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 6 屋敷山(1) (521-2-012)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 7 東満(2)-1 (521-2-013-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 8 東満(2)-2 (521-2-013-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 9 東満(2)-3 (521-2-013-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 0 上東満(1)-1 (521-2-014-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 1 上東満(1)-2 (521-2-014-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 2 上東満(1)-3 (521-2-014-3)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

6 3 上東

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

6 4 成合津

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

6 5 成合津上

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

6 6 成合津谷

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

6 7 屋敷山

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

6 8 屋敷山

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第135号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成27年2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡産山村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに産山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成27年2月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成27年2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	球磨郡錦町大字西字高柱 945番1地先から	前	14.1 ～ 14.5	16.7	24条 工事
		同所 945番1地先まで	後	14.1 ～ 15.0		

2 区域を変更する期日 平成27年2月13日

熊本県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成27年2月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成27年2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	矢部阿蘇 公園線	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字尾 上	前	10.0 ～ 12.0	43.0	廃道処 分
		同所 241番7地先から 240番9地先まで	後	9.5 ～		

				11.0		
--	--	--	--	------	--	--

2 区域を変更する期日 平成27年2月13日

熊本県告示第138号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成27年2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
有限会社調剤薬局ケンコー堂立願寺店 玉名市岩崎字前902番地2	平成27年2月1日
合資会社山口薬局ピーチ店 球磨郡多良木町多良木259番地10	平成27年2月1日
エリア調剤薬局西松江城店 八代市西松江城町4番27号	平成27年2月1日

公 告

熊本県公告第90号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成27年2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市北区清水亀井町6番26号
- 2 築造者の氏名 新規建設株式会社
- 3 道路の位置 玉名市築地字深田2017番6及び同字南大門2067番4
- 4 道路の幅員 6.03メートル
- 5 道路の延長 50.71メートル
- 6 指定年月日 平成27年1月23日
- 7 指定番号 熊本県指令玉名景建第63号

熊本県公告第91号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を産山村役場に掲示する。

平成27年2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名
井野 惣八、高橋 丹成
- 2 通知の趣旨
(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成26年12月12日付け熊本県告示第1164号による。

熊本県公告第92号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成27年2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス原万田店
荒尾市原万田字御馬給662番地10ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

代表取締役 宇野 正晃

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年9月29日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,868平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物南側 78台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
No.1 建物南側 9台
No.2 建物南側 15台
合計24台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
No.1 建物北側 50平方メートル
No.2 建物南側 65平方メートル
合計115平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内東側 11立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地西側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
5の(3)のNo.1 午前10時から午後10時まで
5の(3)のNo.2 午後10時から午前10時まで
- 7 届出年月日
平成27年1月28日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県北広域本部玉名地域振興局総務振興課
平成27年2月13日から平成27年6月13日まで

熊本県公告第93号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について同法第8条第1項の規定により天草市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。
平成27年2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス本渡南店
天草市亀場町食場952番地2ほか
- 2 天草市から聴取した意見の概要
 - (1) 敷地周辺の道路は、小・中学校の通学路として指定しているため、計画書で十分配慮はされているが、商品の搬出入車両及び来店車両の出入りにあたっては、万全の対策を講じ事故防止に努めること。
 - (2) 青少年の非行を未然に防ぐため、店内及び駐車場内での防犯対策に努めること。
 - (3) 店舗建設においては、環境関連法令に則った届出を遅滞なく行い、周辺地域への環境負荷（騒音、振動、悪臭等）を最小限に抑えること。
 - (4) 社員の環境教育を励行し、騒音発生防止をはじめ廃棄物の減量化及びリサイクルに努め環境に対する意識の向上を図ること。
 - (5) 取引業者等に対しては、搬入搬出時において、周辺住民の生活環境に影響を与えることがないよう指導を図ること。
 - (6) 景観への配慮について、「特定施設届出地区における行為の届出書」の天草市への提出の際、景観に配慮した色彩に変更していただくよう協議を行ったが、コーポレートカラーであるため色彩の変更はできないとの回答であり、周辺地域への景観に配慮したとは言い難いと考える。
 - (7) 特定施設届出地区の景観形成基準として、「建築物・工作物の周りは修景緑化に努めるものとする」となっており、本計画に対しても緑化計画を作成していただくようお願いしたい。
 - (8) 天草市開発行為等による災害防止条例に伴う開発行為届が必要となる場合があるため御注意願いたい。
 - (9) 店舗周辺には天草市の中核医療を担う天草地域医療センターがあるため、主要路

- となる国道266号の交通渋滞対策について御配慮願いたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県天草広域本部天草地域振興局総務振興課
 平成27年2月13日から平成27年3月13日まで

熊本県公告第94号

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成26年度くまもと県税システム改修（番号制度対応）業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部市町村・税務局税務課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年9月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 5 随意契約に係る契約金額
16,416,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
特例政令第10条第1項第1号の規定による。

熊本県公告第95号

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成26年度くまもと県税システム改修（番号制度対応）業務（その2） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部市町村・税務局税務課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年12月11日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 5 随意契約に係る契約金額
57,240,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
特例政令第10条第1項第1号の規定による。

熊本県公告第96号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年2月13日から同月26日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
内田 敬介	下益城郡美里町中郡	下益城郡美里町萱野字上八ツ家241番
隈部 修	下益城郡美里町馬場	下益城郡美里町中郡字上新谷1646番1ほか1筆

2 申請年月日
平成27年2月2日

熊本県公告第97号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年2月13日から同月26日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年2月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
南 信	熊本市南区城南町高	熊本市南区城南町高字塘道1006番

2 申請年月日
平成27年2月2日

登載依頼

宇城地域保健医療推進協議会公告第1号

平成26年度宇城地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成27年2月13日

宇城地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成27年3月3日（火） 午後2時00分から4時00分まで
- 2 場所
熊本県宇城総合庁舎 3階大会議室
- 3 議題
(1) 第6次宇城地域保健医療計画の取組状況について
(2) 地域医療構想について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
宇城市松橋町久具400-1
宇城地域保健医療推進協議会事務局（宇城保健所総務企画課）
（電話0964-32-1147）

熊本県男女共同参画審議会公告第38号

熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

平成27年2月13日

熊本県環境生活部長

- 1 開催日時
平成27年2月27日（金）
午前10時から12時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

- 熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議事
- (1) 内閣府調査 地方公共団体の男女共同参画の状況（平成26年度）について
 - (2) 男女共同参画に関する県民意識調査結果概要について
 - (3) 女性の社会参画加速化に向けた取組について
 - (4) 第4次熊本県男女共同参画計画策定等について
- 4 その他
- 5 傍聴者の定員
10人
- 6 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 7 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県男女共同参画審議会事務局
(熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課)
(電話 096-333-2287)

熊本県文化振興審議会公告第2号

平成26年度第2回熊本県文化振興審議会の会議を次のとおり開催する。
平成27年2月13日

熊本県文化振興審議会 会長 三浦 信之

- 1 開催日時
平成27年2月16日（月）
午後1時半から3時まで（予定）
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議題

 - (1) 「くまもと県民文化賞」表彰要項等の見直しについて
 - (2) 「熊本県博物館ネットワークセンター条例（案）」について（報告）

- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続

 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県文化振興審議会事務局（熊本県企画振興部地域・文化振興局文化企画課文化振興班）
(電話096-333-2154)

熊本県子ども・子育て会議公告第5号

熊本県子ども・子育て会議の会議を次のとおり開催する。
平成27年2月13日

熊本県子ども・子育て会議

- 1 開催日時
平成27年2月23日（月）
午後3時00分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁本館5階「審議会室」
- 3 議題

 - (1) くまもと子ども・子育てプランの策定について
 - (2) 幼保連携型認定こども園調査審議部会の開催状況等
 - (3) その他

- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続

 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県子ども・子育て会議事務局（熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課次世代育成支援班）
（電話096-333-2225（ダイヤルイン））